

評価者	都市景観部長	服部 計利
-----	--------	-------

評価対象分野・施策の方針・目標とすべきまちの姿

総合計画上の位置付け	分野	都市景観	施策の方針	良好な都市景観形成事業の推進
目標とすべきまちの姿	都市の歴史をほうふつさせ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。 地域の貴重な景観資源が保全されるとともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観が形成されています。 緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観が形成されています。 市民・事業者・NPO等の協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりが推進されています。			

1 市民意識調査結果

(1) 認知度(回答者全体に占める割合)

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成30年度(2018年度)	26.9%	平成29年度(2017年度)	27.2%	平成28年度(2016年度)	23.5%
	平成27年度(2015年度)	21.0%				

(2) 妥当性

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	4.8%	0.7%	0.2%
ちょうどよい	3.8%	44.0%	0.5%
効果不十分	4.6%	3.1%	6.0%

平成30年度(2018年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	3.5%	1.2%	0.2%
ちょうどよい	4.2%	40.4%	0.7%
効果不十分	4.9%	4.6%	7.4%

平成29年度(2017年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	1.4%	1.6%	0.0%
ちょうどよい	2.8%	46.4%	0.7%
効果不十分	3.4%	5.3%	10.1%

平成28年度(2016年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	2.1%	1.1%	0.3%
ちょうどよい	2.0%	44.9%	0.6%
効果不十分	5.9%	3.4%	12.4%

平成27年度(2015年度)

全体における位置(効果とお金の両方が「ちょうどよい」の割合)

**(3) 今後の進め方**

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答
平成30年度(2018年度)	10.6%	48.1%	8.1%	33.2%
平成29年度(2017年度)	14.1%	44.3%	7.7%	33.9%
平成28年度(2016年度)	14.6%	52.8%	4.3%	28.4%
平成27年度(2015年度)	17.6%	46.5%	8.4%	27.5%

**2 内部評価**

**(1) 平成30年度(2018年度)の目標**

旧華頂宮邸については、「暫定利用の基本ルール」に基づいた実験活用を数多く実施・検証し、具体的な活用方針の検討材料とする。また、年2回(計4日)の建物の公開に合わせた建物や庭園の維持管理を計画的に行う。(都景-03)  
 旧村上邸の保存活用計画の策定及び適正な管理を図る。(都景-04)  
 鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、コーポレートカラー等の規制内容に関して関係機関と調整を図る。(都景-04)  
 鎌倉の顔である若宮大路と小町通りについて、建物の形態意匠の明確な基準を定めるため、景観形成ガイドライン作成に取り組む。(都景-04)  
 歴史的建造物が失われていくことを防ぐため、建造物保存に向けたサポート体制を構築する。(都景-04)

**(2) 目標とすべきまちの姿と平成30年度(2018年度)の目標との関連性**

景観重要建築物等に指定している旧華頂宮邸や旧村上邸等の保存活用を行うことにより、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観を形成するとともに、景観的な視点からの総合的なまちづくりを推進することができる。(都景-03、都景-04)  
 市の特性に合った屋外広告物の誘導、古都鎌倉の中心である若宮大路と小町通りの景観形成ガイドラインによる都市景観の誘導は、都市の歴史をほうふつさせ、自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成につながるるとともに、地域の個性を重視した風格のある都市景観の形成につながる。(都景-04)

**(3) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)**

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		法定受託 事務	今後の 方向性	
整理番号	事業名	平成30年度 (2018年 度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年 度)	令和元年度 (2019年 度)	平成 30年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)		事業 内容	予算 規模
都景-03	旧華頂宮邸管理運営事業	13,237	14,369	24,818	26,651	1.5	1.5	無	b	A
都景-04	都市景観形成事業	59,495	34,020	105,821	68,391	6.0	5.0	無	b	B

**(4) 主な実施内容**

**【主な実施内容】**  
 旧華頂宮邸については、地域住民と協働しながら、親子景観セミナーや景観ウォークなどの普及啓発活動などで建物を活用した。(都景-03)  
 旧村上邸については、保存活用事業主体を選定し、保存活用計画を策定するとともに、耐震改修等を行い、施設を活用するための準備を行った。(都景-04)  
 鎌倉市屋外広告物条例については、関係団体に条例案の骨子を説明するとともに、現状の違反看板への対応強化や先進市視察など、課題解決に向けた取組みを行った。(都景-04)  
 若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの作成に向けて、各通りの現状調査、ガイドライン作成方針の策定などを行った。(都景-04)  
 市の景観重要建築物等の所有者を対象にヒアリングを実施するとともに、維持が困難となった建物をそのままの状態を活用していただける方へ橋渡するための制度案を作成した。(都景-04)  
**【実施できなかった事業とその理由等】**

**(5) 平成30年度(2018年度)の取組の評価**

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	適切	要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	適切	要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	適切	要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	適切	要改善

**< 上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等 >**

旧華頂宮邸暫定活用運営会議で策定した「暫定利用の基本ルール」を適切に運用し、暫定利用を行い、その結果を踏まえた検証を行った。検証の結果、本格的な活用を行うためには、建物の補強が必要なことから、耐震補強を行うまでは暫定活用を継続するとの課題を得たことから、効率性を適切と評価した。(都景-03)

旧村上邸については、保存活用方針に基づき活用に向けた準備を進めた。保存活用事業主体を選定し、保存活用計画を策定した。また、平成29年度(2018年度)に行った耐震診断に基づき、耐震改修等を行い、令和元年度(2019年度)からの活用に向けた準備を着実に実施したことから、妥当性を適切と評価した。(都景-04)

違反屋外広告物除却キャンペーンの実施など、意識向上のための普及啓発を行い、除却件数は減少傾向となる等、一定の成果が現れていることから、公平性を適切と評価した。(都景-04)

若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの作成に向けて、各通りの現状調査を行い、令和元年度(2019年)に実施するガイドラインの作成に向けて、ガイドラインの作成方針を策定したことから、有効性を適切と評価した。(都景-04)

所有者の高齢化や相続の問題で建物の維持が困難となった所有者からそのままの状態での建物の活用を希望する者への橋渡しを行う制度の案を作成した。また、指定から時間が経過した景観重要建築物等の所有者の要望を把握するためのヒヤリングを実施したことから、有効性を適切と評価した。(都景-04)

**(6) 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性**

旧華頂宮邸については、「暫定利用の基本ルール」に基づいた実験活用を引き続き実施し、その検証を行いながら、具体的な活用方針を検討する。合わせて老朽化した建物の維持管理や維持のための改修を行う等、歴史的文化的価値の高い洋風建築物としての保全を図っていく。(都景-03)

旧村上邸については、保存活用を開始し、引き続き、近隣住民や保存活用事業者と保存活用のための協議を行う。(都景-04)

鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、現状の違反看板への対応を強化するとともに、引き続き関係機関との調整を図る。(都景-04)

若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン作成に向けて、景観整備機構と協働で取り組む。(都景-04)

歴史的建造物が失われていくことを防ぐため、建造物保存に向けたサポート体制を構築する。(都景-04)

**(7) 令和元年度(2019年度)の目標**

旧華頂宮邸については、「暫定利用の基本ルール」に基づいた実験活用を数多く実施・検証し、具体的な活用方針の検討材料とする。また、年2回(計4日)の建物の公開に合わせた建物や庭園の維持管理を計画的に行う。今後の本格活用を見据えて、耐震改修工事の実施に向けた検討を行う。(都景-03)

旧村上邸については、近隣住民や保存活用事業者と協議を行い、施設の適正な管理及び活用を図る。(都景-04)

鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、現状の制度で違反となっている看板の規制を強化するとともに、規制内容に関して関係機関と調整を図る。(都景-04)

鎌倉の顔である若宮大路と小町通りについて、景観・まち並みのあり方の拠り所となる景観形成ガイドラインの作成に取り組む。(都景-04)

歴史的建造物の橋渡し制度を構築する。(都景-04)

**(8) 目標とすべきまちの姿と令和元年度(2019年度)の目標との関連性**

景観重要建築物等に指定している旧華頂宮邸や旧村上邸等の保存活用を行うことにより、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観を形成するとともに、景観的な視点からの総合的なまちづくりを推進することができる。(都景-03、都景-04)

市の特性に合った屋外広告物の誘導、古都鎌倉の中心である若宮大路と小町通りの景観形成ガイドラインによる都市景観の誘導は、都市の歴史をほうふつさせ、自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成につながるるとともに、地域の個性を重視した風格のある都市景観の形成につながる。(都景-04)

### 3 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)

整理番号	都景-03	事業名	旧華頂宮邸管理運営事業					指標の傾向	備考
指標の内容	入場者数					単位	人		
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)		
近代鎌倉の魅力を広く伝え、施設の維持管理費につながる募金箱への寄附を維持するためには、入場者数を確保する必要があります。	目標値	10,000.0	10,000.0	10,000.0	11,000.0	11,000.0	11,000.0		
	実績値	10,492.0	11,053.0	12,572.0	10,131.0	11,533.0			
	達成率	104.9%	110.5%	125.7%	92.1%	104.8%			
整理番号	都景-04	事業名	都市景観形成事業					指標の傾向	備考
指標の内容	違反屋外広告物除却件数					単位	件		
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)		
屋外広告物の適正な規制・誘導を図ることは、古都としての風格ある都市景観形成の推進に資するものであるため。	目標値	-	-	-	-	200.0	200.0	平成30年度(2018年度)から指標化したものである。	
	実績値	(146)	(101)	(364)	(243)	157.0			
	達成率	-	-	-	-	78.5%			

#### 参考 前年度外部評価結果への対応

課題	指摘への対応、コメント等
<p>鎌倉市民評価委員会からの指摘</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観意識の浸透率が、目標の半分程度で、低位にとどまっている。啓発に対する根本的な見直しが必要。</li> <li>・旧村上邸の保存活用を行うことにより、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観を形成することに有効に活用すべき。</li> <li>・旧華頂宮邸は、毎年1,400万円程度かけて維持管理(ほとんど地代)されているが十分活用されていない。市内観光の分散のためにも反対する住民に対して、当該物件を活用することで近隣住民にもプラスになるような取組を考える必要がある。</li> <li>・地域の景観に重要な役割を果たしている歴史的建造物を保存するためのサポート体制を構築することは歴史的背景をもつ都市としては非行ってほしい。</li> <li>・「都市の歴史をほうふつさせ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観」の形成を目標とした時に、具体的な取組が「旧華頂宮邸」や「旧村上邸」の管理運営がメインで良いのか。</li> <li>・目標とすべきまちの姿にある「緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性」とは具体的にどのような特性か？ 風格のある都市景観とは具体的にどのような景観か？</li> <li>・施策に定められた実施事業自体が「目標とすべきまちの姿」のを網羅していない。具体的すぎる一部の事業だけであり、それも「目標とすべきまちの姿」の何に起因しているのか不明である。</li> </ul>	<p>指摘への対応、コメント等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット等の配布、イベントや出前講座等で意識啓発を図る外、ワークショップなどを通じて、景観に対する意識啓発を行います。</li> <li>旧村上邸の保存活用が、地域の持続的な発展に寄与し、他の歴史的建造物の活用モデルケースとなるような取組を行っていきます。</li> <li>建物の公開をはじめとする、旧華頂宮邸を利用したイベントの開催に当たっては、地元の協力ながら得て行っていることから、一定の理解が得られています。今後更なる活用を行うためには、耐震改修などの大規模修繕が必要な状況です。</li> <li>歴史的建造物が維持保全できるような制度を創設するなど、引き続きサポート体制の構築を図っていきます。</li> <li>旧華頂宮邸及び旧村上邸については、市所有の建築物であることから、市が主体となり市費を投じて保全管理を行っているものです。その他の景観上重要な建築物等についても、個人の所有物については、修繕等の経費の一部を助成するなどの支援を通じて、都市景観の保全に努めているところです。</li> <li>また、新たな建物の建築等に対しては、景観法や都市景観条例に基づき、景観計画に沿った景観誘導を行っています。</li> <li>「緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性」とは、歴史的風土特別保存地区や民有緑地などによって、程よい人間的な尺度、人間の感覚や行動に適合した適切な空間の規模の市街地が鎌倉市では形成されている特性を表しています。</li> <li>「風格ある都市景観」とは、歴史と文化の香り漂う古都の地域や青い海と一体的に育まれた地域、丘陵地に広がる緑豊かな住宅地域など、各々の地域が守り、育ててきた個性を尊重してきたものをいいます。</li> <li>御指摘のとおり、事業内容が十分市民の方々に伝わらなかった点は、反省すべき点であり、引き続き周知啓発に努めていきます。</li> <li>また、第4次基本計画作成に向けては、御指摘の点に十分留意して取り組んでいきます。</li> </ul>

## 提言

・旧華頂宮邸、旧村上邸などを地域の貴重な資源と位置づけていると思うが、建物は風化が早い。スピードのある対応を望む。

・「都市景観形成事業」についての指標の設定が必要。目標や取り組み内容等に異論はないが、事業に対する効果がわかるものがないと評価しにくい。例えば改定したという景観計画に関わる指標などを設定してもらえると評価がしやすい。

・平成30年度の目標にある「若宮大路と小町通り」について建物の形態意匠の明確な基準を定める」にさらに踏み込んだ計画と実行を期待する。

・「地域の貴重な景観資源」とは何か？特定されているのか？もし特定されているのであれば、それらにそれぞれどのような地域ごとの個性があるのかを明確にし、個別の保全計画及び活用による地域ごとの景観を策定すべき。(そもそも活用による景観形成とは何か？)

・この施策は景観の形成であり、景観資源の活用ではない。

## 質問

・実験活用「オーボエコンサート」や車椅子利用者等を対象とした建物公開はきわめて短期的なソフト施策のように思うが、効果はどうであったか、また今後の展開はどうであったか？

・景観計画策定後、10年を迎えることから、評価・検証を行い、景観計画を改定とあるがどのような見通しか。また都市景観条例の一部改正を実施しているが、どのような内容に改正しているか？

・大船地域は、「大船地域まち並み型商業地」等に区分し、その地域に応じた方針や基準はどのようなものか。

・公共サインガイドラインは今までの違いはなにか。

・都市景観誘導にどのような利点があるのか。

・オリンピックはこの事業にどの様に関連するのか？

・旧華頂宮邸は都市景観なのか？

・「目標とすべきまちの姿」が何も実現されていないのになぜ全ての事業を「適切」と判断しているのか？

## 提言に対するコメント等

旧村上邸は、平成30年度(2018年度)に耐震補強や内外装の改修を行いました。旧華頂宮邸については、平成8年(1996年)の取得後、本格的な改修を行っていないため、耐震改修等を早期に実現できるよう検討を行います。

都市景観形成事業については、平成30年度(2018年度)行政評価から、「違反屋外広告物除却件数」を指標化しています。

平成30年度(2018年度)に各通りの現状調査を行いました。令和元年度(2019)は若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの作成を行います。

みどりなどの自然環境や歴史的遺産の外、景観施策(景観法、都市景観条例、景観重要建造物等保全基金条例等)に基づき指定した建造物、文化財施策(文化財保護法、鎌倉市文化財保護条例等)に基づく指定や登録された建造物を景観資源として捉えています。

「景観資源の活用」を図ることで、「都市景観の形成」につながるものと認識しており、景観の形成と景観資源の活用は相互に関連したものと考えています。

## 質問に対する回答

ハード面では音響対策やバリアフリー対策が十分でないことから、参加者にとっては多少の不自由さは残るという課題がありました。実施することができました。今後は、文化や福祉の所管課と共同で実施することも検討する必要があると考えています。

毎年景観計画の実績を取りまとめて報告を行っていますが、次回の改定の際は、その積み上げたものを評価・検証することになります。都市景観条例の改正で主な点は、景観に関する協議(景観配慮協議)を条例で位置付けたことです。

景観計画において、市全域を土地利用類型の区域に区分し、類型ごとに、景観形成方針と基準を定めています。大船地域は、「大船地域まち並み型商業地」等に区分し、商業地に合った基準や配慮事項(例:大船駅と鎌倉芸術館周辺の2つの拠点を結び、文化性・シンボル性を意識した建築デザインとするために壁面の位置や階高、色彩に配慮し、隣接する建築物と協調するなど)を定めています。

民間事業者が掲出する屋外広告物だけでなく、行政が掲出する案内等のサインについても景観に配慮するための指針を示したことです。

地域ごとのまとまりを単位として、景観の誘導を行うことで、地域の特性を生かした景観づくりを行うことが可能となると考えます。

屋外広告物や公共サインの景観誘導で、オリンピック・パラリンピックと関連しており、関係団体と協議を行っているところです。

旧華頂宮邸は、市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める景観重要建築物等です。

「目標とすべきまちの姿」の実現に向けて、「それぞれの取組」を計画通りに着実に進めていることから、取組の評価は適切であると考えます。

## 良好な都市景観形成事業の推進

### 評価できるところ

- ・自主まちづくり計画や住民協定の策定等、まちづくり条例の改正により充実。地区計画策定に向けた動き。
- ・鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、コーポレートカラー等の規制内容に関して関係機関と調整を図ることは好ましい方向である。
- ・違反屋外広告物除去キャンペーンなどを実施し、除去件数が減少傾向となっている。
- ・旧華頂宮邸管理運営事業が順調に進んでいること。
- ・市の景観重要建築物等の所有者を対象にヒアリングを実施するとともに、維持が困難となった建物をそのままの状態を活用していただける方へ橋渡しするための制度案を作成したこと。
- ・若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの作成に向けて取り組んだこと。
- ・街中のコンビニエンスストア等の看板が目立たなくなっている。

		評価の内訳			
取組		2	0	6	
効果		1	1	-	6

委員会の評価
-

### 課題

- ・旧村上邸の保存活用を行うことにより、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観を形成することに有効に活用すべき。
- ・専門家派遣などの仕組みを有効に活用し、地区計画を含めた地域のまちづくりの推進をすすめる必要がある。今後さらに良好な都市景観形成をめざしていくべき。
- ・旧華頂宮邸は、毎年1,400万円程度かけて維持管理(ほとんど地代)されているが十分活用されているとはいえない。市内観光の分散のためにも反対する住民に対して、当該物件を活用することで近隣住民にもプラスになるような取組を考える必要がある。
- 「違反屋外広告物除却件数」が過去に比べ大きく増えている。
- ・旧華頂宮邸管理運営事業を行うにあたって、寄附を維持するため、入場者数を確保するとあるが、どの位の寄附を目指しているのか、どの位集まっているのか、認識すること。
- ・平成30年4月に運用を開始した「公共サインガイドライン」については一切触れられていないが、具体的な活動はなかったのか？当該活動について報告願いたい。
- ・実施報告の内容・次年度目標などが非常に限定的な建物・地区にかかわるものが多く、鎌倉市全体に対する施策としては内容が不十分と感じる。

### 提言

- ・地域の景観に重要な役割を果たしている歴史的建造物を保存するためのサポート体制を構築することは歴史的背景をもつ都市として是非行ってほしい。
- ・鎌倉地域の景観形成について、市としてある程度の規制がなされていると感じているが、だからこそ、それら規制をかいくぐった目立つ看板等悪目立ちしている事があり、それらの看板・広告類についても検証してほしい。
- ・旧華頂宮邸の耐震補強を行うまでは暫定活用を行うとあるが、せっかく親子景観セミナーや景観ウォークなどの普及啓発活動をしているのだからもう少し公開日が多くなるとよい。

### 質問

- ・若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの作成に向けて、各通りの現状調査、ガイドライン作成方針の策定などを行った。ガイドライン作成に向けて、景観整備機構と協働で取り組むとあるが、ガイドラインはどのようなものか。
- ・景観計画策定後、10年を迎えることから、評価・検証を行い、景観計画を改定とあるがどのような見通しか。また都市景観条例の一部改正を実施しているが、どのような内容に改正しているか？
- ・新たに「違反屋外広告物除却件数」を指標化したのは評価するが、違反の主な内容はどのようなものか？違反件数を示さないと実績の妥当性が評価できないのではないか？
- ・所有者の高齢化や相続の問題で維持が困難となった建物をそのままの状態を活用していただける方への橋渡しするための制度である「歴史的建造物保存サポート体制(橋渡し制度)を構築」を作成したそうだが、所有者側だけではなく活用する側も存在しているのか。対象とする建築物は確定しているのか？
- ・指標の入場者数は11,000人に利用されれば管理に十分な寄付が確保出来ると言うことか？
- ・「若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの作成に向けて、各通りの現状調査、ガイドライン作成方針の策定などを行った」としているがいつ作成するのか？